

解体の元従業員を略式起訴

尾鷲の中学校に不法投棄の罪

尾鷲市立輪内中学校改築
工事をめぐる不法投棄事件
で、津区検は二十四日、廃棄
物処理法違反の罪で、松阪

市の解体会社「大成産業」と
当時現場監督をしていた元
従業員の男性(五三)を略式起
訴した。津簡裁は同社に罰
金百万円、男性に五十万円の
略式命令を出した。

起訴状によると、男性は
平成二十五年十月ごろ、輪

内中の工事で鉄筋などの廃
棄物十七・二トを敷地内に
埋めたとしている。男性の
認否について、区検は明らか
にしていない。

一方、この男性と共に廃
棄物を埋めたとして、同法
違反で書類送検された同社
の元従業員の男性三人につ
いて、区検は同日、「上司
の指示に従った従属的な立
場だった」などとして、い

ずれも同日付で起訴猶予と
した。

また、区検は同日、い
ずれも市から工事を受注し、
同法違反で書類送検された
元請けの建設会社「北村
組」(松阪市)と「丸昇建
設」(尾鷲市)、両社の従
業員三人について、嫌疑不
十分で不起訴とした。「認
定すべき証拠が不十分だっ
た」としている。